

上 広 第 7 3 号
令和8年 6月 4日

上尾市議会議長 田中 一崇 様

上尾市長 畠 山 稔

請願の送付及び処理の経過並びに結果報告請求について（報告）

令和8年3月19日付け上議第1168号で請求のありました標記の事項について、下記のとおり報告します。

記

件 名 請願第12号 1号重大事態に係る並行調査の実施に関する請願

回 答

本件請願で求められている市長部局による並行調査の実施につきましては、いじめ防止対策推進法において明文の規定はなく、学校の設置者である教育委員会が本来行うべき調査を正当な理由なく怠り、それによって、同法第28条第1項に定める調査の目的である重大事態への対処や当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資することが達成できないおそれが高い場合に限定されるものと認識しております。

本事案は、教育委員会の調査において、いじめ行為を認定し、かつ必要な再発防止策の提言にも言及した調査報告書の素案が完成段階まで進んでいることから、同法の趣旨に則り、速やかに調査結果の報告をしていただきたいと考えております。その報告を受けまして、対象児童生徒・保護者が調査組織の構成などについて納得していない状況を踏まえ、同法第30条第2項に基づく再調査の実施について、真摯に判断してまいります。

また、本件請願で求められている今後の本市のいじめ重大事態における調査主体の是正につきましては、国の基本方針及びガイドラインにおいて、教育委員会が調査主体を判断するとされております。